

## 宮城県から台湾へ輸出される食品等（水産物を除く） に関する証明書申請手続きについて

### 1 申請手続

#### (1) 申請者

証明書の発行を申請することができる者は、宮城県内において生産、加工された食品等（水産物を除く）を輸出しようとする者及び宮城県内に事務所を有する者とする。ただし、申請者又はその代理人は、日本国内に事務所を有する者とする。

なお、代理人が証明書の発行を申請する場合は、輸出しようとする者が作成した別記様式1の委任状を提出するものとする。

#### (2) 申請方法

申請者は、申請書類を宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室に送付又は持参することとする。

なお、申請者が郵送での証明書の交付を希望する場合、返信に要する経費（返信用封筒・切手）は、申請者が負担することとする。

#### (3) 提出書類

##### ア 申請書

(ア) 別記様式2の証明発行申請書

(イ) 別記様式3の証明書に英語表記により必要事項を記入したもの

##### イ 添付書類

申請者は、証明の申請に当たり、別表1に掲げる確認書類等を添付するものとする。

### 2 申請内容の審査

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室は、申請者が1(3)により提出した書類を確認し、次に定める項目を審査する。

#### (1) 輸出貨物の特定及び輸出先国等の確認

全ての証明に当たって、次の事項を確認する。

- ① インボイスの番号
- ② 商品名、数量、重量、及び包装形態
- ③ 出発地名、到着地名、出港日及び船便名・航空便名
- ④ 輸出業者の名称及び所在地
- ⑤ 輸入業者の名称及び所在地
- ⑥ 具体的な商品

#### (2) 産地

- ⑦ 生産・加工施設の名称及び所在地を確認する。

### 3 現地確認その他必要な調査の実施

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室は、申請者から提出された申請書類等の内容について、必要があると認められる場合は、申請者等に報告を求めるほか現地確認及

びその他の調査を実施するものとする。

#### 4 証明書の発行

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室は、申請者から提出された申請書類等を審査し、証明する内容について確認できた場合、1（3）ア（イ）により提出された証明書に必要事項を記入し、署名（代理人を含む。）及び押印したものを交付するものとする。

（別表1）

	確認項目	確認書類 (いずれかで左の項目が確認できればよい)
輸 出 貨 物 等	① インボイスの番号 ② 商品名, 数量, 重量及び包装形態 ③ 出発地名, 到着地名, 出港日及び 船便名・航空便名 ④ 輸出業者の名称及び所在地 ⑤ 輸入業者の名称及び所在地 ⑥ 具体的な商品	・インボイス（送り状） ・B/L(船荷証券)若しくは AWB（航空運送状） ・パッキングリスト ・積戻し許可通知書 ・輸入許可通知書 ・商品ラベルのコピーや商品の写真
産 地	⑦ 生産・加工施設の名称・所在地	・商品ラベルのコピーや写真 ・販売者名及び製造所固有の記号の記載 がある商品表示, 製造所固有の記号に 係る食品衛生法の規定に基づく届出 書, 納品書等 <sup>(注1)</sup> 及び営業許可証等 <sup>(注 2)</sup> ・取引先又は申請者本人による別記様 式4の輸出される食品等に関する確 認書 <sup>(注3)</sup>

注1：取引先との納品書、出荷伝票及び入庫伝票の他、取引の過程で用いられる確認書類（インボイス、B/L、AWB、積戻し許可通知書及び輸入許可通知書）を含む。

注2 製造所固有の記号に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく届出に係る書類等が入手できない場合、販売者等のウェブサイトを印刷した書面又は販売者等に電話等で確認し、日付、担当者、連絡先及び確認内容を記した確認書類を含む。

注3 申請者が生産者・製造者の場合には確認書は不要とする。